

No.004
2019
7/15



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申第2号(2018年9月13日申し入れ)

7/10

「乗務員室防犯カメラ設置に関する申し入れ」交渉を行う!

労使議論の時間を確保するために、施策実施日を延期することを確認!

申2号の議論に入る前に、6月27日申32号「現場を無視した一方的な施策実施を認めず、客室及び乗務員室への防犯カメラ本使用延期を求める緊急申し入れ」団体交渉で、会社回答は「延期しない」として対立して終了したことに對して、会社から本使用の延期について考え方が示されました。

組合

労使双方でスケジュールも含めて調整してきたが、今施策の進め方は一方実施だと認識している。支社内ではどのような議論だったのか?

“何故このようなことになってしまったのか?”が明確でないと施策の議論は進められない。

支社としての問題は何か?

「施策実施に関する確認メモ」で確認している、施策実施にあたっては労使の合意形成に向けて、労働条件等に関して労使で認識を深めた上で実施していくという主旨に則ること。

未開催の団体交渉も直ちに開催すること。

会社

申2号申し入れ以降、申32号に先立ち6月21日本実施がまとまったので説明した。第32号では対立して終了したが、会社内の議論があって、6月28日夕方に8月1日に延期するという判断をした。

5月に本社から通達があり、それから支社内で議論し7月1日の本使用の計画をし、貴側に説明した。「7月1日施行が突然に」という事に対して、至らない点があった。今回の様に直前にならない様にする。

会社としても様々考えて、貴側の主張を受け止めて、7月1日がどうかということを検討して、8月1日と判断した。スケジュールだけが問題ではないが、労使合意が図られていないので、延期を判断した。

「施策実施に関する確認メモ」を始めとした、労使合意は遵守していく。

お互いのスケジュールがある中でやっていくという認識。議論できていない申し入れについても調整していく。

施策の進め方について、
申32号交渉での指摘を受け止め、
労使での議論を重ね合意形成を図り、
一方実施しないことを確認!

施策の一方実施を許さず、安全で安心して働ける施策を全組合員のたがいで創り出そう!